

令和8年度の就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書に関する取扱いについて

令和8年度の就労継続支援B型の平均工賃月額区分の届出について以下のとおり取り扱うこととします。

提出期限：4月15日(水)まで(5月請求より届出に応じた報酬単価で算定)

就労継続支援B型サービス費(I)・(II)・(III)を算定している全ての就労継続支援B型事業所は、上記の期限までに、以下のア・イを提出すること。

- ア 現行の報酬区分に基づく、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表：別紙1-1（令和8年4月・5月分）及び就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書：別紙C-1（令和8年4月・5月分）
- イ 見直し後の報酬区分に基づく、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表：別紙1-1（令和8年6月以降）及び就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書：別紙C-2（令和8年6月以降）

ただし、以下の1～3のいずれかに該当する事業所は、イの提出は不要です。

2に該当する事業所は以下に示す**根拠書類**の提出が必要です。

1. 令和7年度平均工賃月額が1万5千円未満（アの報酬区分が区分七または八）の場合
2. 令和6年3月以前に指定をうけた事業所のうち、令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります》
 - ① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所
→「令和6年3月の基本報酬区分」と「令和6年4月の基本報酬区分」を比較
【**根拠書類**：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
 - ② 令和5年5月～令和6年3月に指定を受けた事業所
 - ・令和6年3月以前に経過措置期間が終了した事業所
→「令和6年3月の基本報酬区分」と「令和6年4月の基本報酬区分」を比較
【**根拠書類**：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
 - ・令和6年4月以降に経過措置期間が終了した事業所
→経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分を比較
【**根拠書類**：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】

※ **根拠書類**は国保連請求書類等を想定

3. 令和6年4月以降に指定を受けた事業所で「1.」に該当する場合

4月16日(木)～30日(木)までに提出の場合、4月から届出に応じた報酬単価で算定としますが、国保連への反映が5月以降となるため、**4月報酬算定分**については、**6月請求**でお願いいたします。

※この取扱いは**4月のみ**であり、5月1日算定分は通常どおり4月15日まで、以降の月も同様に、前月の15日までにご提出いただいた場合に翌月から算定します。

※提出先は通常通り、所管の健康福祉事務所へお願いいたします。